

○花巻市ひとり親家庭医療費給付規則

平成18年1月1日規則第92号

改正

平成18年3月27日規則第264号

平成18年9月25日規則第365号

平成20年3月28日規則第11号

平成22年3月16日規則第9号

平成22年9月15日規則第43号

平成25年3月18日規則第6号

平成26年3月27日規則第16号

平成26年8月4日規則第40号

平成27年3月9日規則第6号

平成28年3月28日規則第24号

平成28年6月23日規則第43号

平成28年7月28日規則第47号

平成29年10月30日規則第33号

花巻市ひとり親家庭医療費給付規則

(目的)

**第1条** この規則は、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）に対して医療費の一部を給付することにより、ひとり親家庭の健康保持と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

- (2) 被保険者等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者
- (3) 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証
- (4) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額
- (5) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準じる者（受給者）

**第3条** 受給者は、花巻市に住所を有する被保険者等であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する者（その者に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの受療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第2条の4第7項に規定する額を超える額であるもの及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。）とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）を扶養しているもの（前年の所得が政令第2条の4第2項に規定する額以上である者を除く。）及びその扶養を受けている児童
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、受給者には、国民健康保険法第116条及び第116条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条に規定する被保険者の特例に準じて取扱う者を含むものとする。

（給付の額）

**第4条** 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問

看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに1月につき、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 児童が6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合

(2) 受給者及び扶養義務者が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による当該年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合

3 入院に伴う給付の額にあつては、前2項の規定により算出された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(受給者証の交付申請)

**第5条** この規則による医療費の給付を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 保険証

(2) 受給者及び母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条1項に規定する配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者で主として生計を維持する者に係る所得及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の課税状況を明らかにする書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 前項各号に規定する書類等の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、医療費の給付を受けようとする者が、第3条第1号に規定する者の場合は当該配偶者のない女子及び男子が、同条第2号に規定する者の場合にあっては当該児童又はその児童の保護者（当該児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。以下「保護者」という。）がしなければならない。

（受給者証の交付）

**第6条** 市長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この規則による医療費の給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認定した者に対し、医療費受給者証（様式第2号。ただし、その者が第3条第1項第1号に規定する「児童」のうち、出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（以下「乳幼児」という。）である場合は、様式第2号の2。以下「受給者証」という。）を交付するとともに、ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳（様式第3号）に記載し、受給資格がないと認めたときは、ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に対し通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

**第7条** 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が乳幼児のうち、当該認定の日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以降の最初の3月31日（以下「乳幼児満了日」という。）である者（以下「乳幼児満了児」という。）である場合には、乳幼児満了日までとする。

（受給者証の更新）

**第8条** 市長は、前条の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。ただし、受給者が乳幼児満了児である場合は、この限りでない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「交付」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。

3 市長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、ひとり

親家庭医療費受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

（受給者証の切替）

**第9条** 市長は、受給者が乳幼児満了児であり、乳幼児満了日以降も受給資格を有すると認められる場合には、第7条第2項の有効期間が満了する前に、様式第2号の2による受給者証に替え、様式第2号による受給者証を交付するものとする。

（給付の始期及び終期）

**第10条** この規則による医療費の給付は、第6条の規定による受給資格の認定の日の属する月の初日から受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

（受給者証の提示）

**第11条** 受給者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

（医療費の給付申請）

**第12条** 受給者又は保護者は、この規則による医療費の給付を受けようとするときは、医療機関等に医療保険各法に定める一部負担金を支払ったうえ、市長に対してひとり親家庭医療費給付申請書（様式第5号）又は医療費助成給付申請書（岩手県国民健康保険団体連合会が作成するもの又はそれに準じるもの）により申請しなければならない。

（給付の決定）

**第13条** 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認めるときは、医療費給付決定通知書（様式第6号）により、不適正と認めるときは、ひとり親家庭医療費給付却下通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（医療費の給付方法）

**第14条** 前2条の規定にかかわらず、受給者のうち乳幼児が医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第4条の規定による額をその者又はその保護者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払いがあったときは、当該受給者等に対し、当該医療費の給付があったものとみなす。

（届出の義務）

**第15条** 受給者又は保護者は、受給者証に記載されている事項に変更が生じたときは、速

やかにひとり親家庭医療費受給資格変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定に該当しなくなったときは、速やかに受給者証を返還するとともにひとり親家庭医療費受給資格喪失届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為傷病届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の再交付）

**第16条** 受給者等は、受給者証を破損又は亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書（様式第11号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

（損害賠償金との調整）

**第17条** 市長は、医療費の給付理由が第三者の行為によって生じた場合であって、受給者又は保護者がその疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、損害賠償の額の限度において医療費を給付せず、又は既に給付した医療費の額に相当する金額をひとり親家庭医療費返還通知書（様式第12号。以下「返還通知書」という。）により返還させることができる。

（医療費の返還）

**第18条** 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者がいるときは、返還通知書により、その者から既に給付した医療費の額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

**第19条** この規則による医療費の給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（備付帳簿）

**第20条** 市長は、次に掲げる帳簿を備えておくものとする。

- （1）ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳
- （2）ひとり親家庭医療費給付台帳（様式第13号及び様式第14号）
- （3）収入金等整理台帳（様式第15号）

（補則）

**第21条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(父子家庭の規定の適用除外)

- 2 この規則の施行の日から平成18年3月31日までの間は、第3条第1項及び第5条第2項中父子家庭に関する部分は、合併前の花巻市、石鳥谷町及び東和町の区域には適用しない。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻市母子家庭医療費給付規則（平成7年花巻市規則第15号）、大迫町母子家庭等医療費給付要綱（平成7年大迫町告示第13号）、石鳥谷町母子家庭医療費給付条例（平成16年石鳥谷町条例第20号）及び石鳥谷町母子家庭医療費給付条例施行規則（平成16年石鳥谷町規則第16号）又は東和町母子家庭医療費給付要綱（平成7年東和町告示第12号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月27日規則第264号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日規則第365号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、

なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月16日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月15日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の花巻市ひとり親家庭医療費給付規則及び花巻市寡婦等医療費給付規則の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 3 月18日規則第 6 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 3 月27日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 8 月 4 日規則第40号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 9 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則及び花巻市ひとり親家庭医療費助成規則の規定は、平成27年 8 月 1 日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月28日規則第24号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月23日規則第43号）

（施行規則）

1 この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の花巻市ひとり親家庭医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 7 月28日規則第47号）



この規則は、平成28年8月1日から施行する。

**附 則**（平成29年10月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条、第8条関係）

様式第2号（第6条、第9条関係）

様式第2号の2（第6条、第9条関係）

様式第3号（第6条、第20条関係）

様式第4号（第6条、第8条関係）

様式第5号（第12条関係）

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第15条関係）

様式第9号（第15条関係）

様式第10号（第15条関係）

様式第11号（第16条関係）

様式第12号（第17条、第18条関係）

様式第13号（第20条関係）

様式第14号（第20条関係）

様式第15号（第20条関係）